

感染対策指針

医療法人邦友会 小田原循環器病院
(2017 年 4 月改訂)

この指針は、邦友会小田原循環器病院（以下当院）における院内感染予防対策および院内感染発生時の対応等の基本方針を定め、当院の基本理念である「地域社会に責任の持てる心のもった医療の提供」を全うさせるために、病院全体として、院内感染対策システム作りを行い、患者様が安心して受診できる安全かつ適切な医療を提供することを目的とする。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

- 1) 当院における院内感染対策は、「血液、汗を除くすべての体液・排泄物・分泌物、損傷のある皮膚、粘膜は、感染性があると考えて取り扱うこと」を前提とした標準予防策の観点に基づいた医療を実践し、あわせて感染経路別予防対策を実践し、すべての患者・患者家族・来院者・医療従事者を院内感染から守り院内感染の予防につとめる。
- 2) 院内感染が発生した場合には、その原因をすみやかに調査し、特定・制圧・終息を図ることに全力をそそぐ。
- 3) 院内感染対策活動の必要性、重要性を全職員に周知徹底し、院内における共通課題として積極的な取り組みを行う。

2. 当院における院内感染対策のための組織に関する基本事項

- 1) 前項の目的を達成させるため、当院における院内感染対策に関する諸問題の審議、方針の決定と指示を行い、院内感染対策実践の推進を図り、院内感染対策の中核的な役割を担う院内感染対策委員会（以下委員会）を設置する。
- 2) 委員会は月1回の開催とし、必要に応じて臨時開催する。委員会の規定は別に定める。
審議事項
 - (1) 院内感染・職業感染対策のための組織運営・教育・指導に関する事項
 - (2) 院内感染の実態把握のための調査および点検に関する事項
 - (3) 院内感染の再発防止策の検討
 - (4) アウトブレイク回避に関する対策の検討・実施に関する事項
 - (5) 各種新興・再興感染症発生時の組織運営
 - (6) 院内感染対策マニュアルの整備・実践に関する事項
 - (7) その他、病院長および病院運営委員会が必要と認めた事項に関する検討事項
- 3) **感染対策チーム**
委員会の下部組織として、院内感染予防対策および院内感染発生時に対応する実働的組織として感染対策チーム（ICT:Infection Control Team 以下 ICT）を設置する。
- 4) ICT と連携して自部署の感染対策を実践する組織として看護部感染対策委員会を併設する。

3. 職員の研修に関する基本方針

- 1) 院内の感染対策の具体的方針について、全職員に周知徹底を図ることを目的に、職員に対する院内感染対策のための研修を年2回程度定期的に開催する。
- 2) 新入職者、入職後に感染予防対策に関する研修会を実施する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) 感染症レポートとして、院内の職員に対し、主要分離菌検出状況（診療材料別、病棟別等）、耐性菌検出状況等を報告する。
- 2) サーベイランス担当者は定期的に経過報告する。

5. 感染症発生時の対応に関する基本方針

- 1) 感染症発生時は、発生した部署の責任者が ICT に速やかに報告する。
- 2) ICT により詳細な実態把握につとめ、必要な場合には介入を行う。
- 3) 院内において感染症患者が集団発生した時は、院内感染対策委員会を招集し、感染経路の遮断とともに、家族や外来患者等院外への感染拡大防止策を検討する。
- 4) 特定の感染症の集団発生、または重要な微生物を検知した場合には保健所に報告し連携をとりながら対応する。
- 5) 感染症法に基づき報告が義務付けられている感染症が発生した場合には、主治医または部署の責任者は ICT に報告するとともに、院内感染発生報告書を記載して ICT に提出する。

6. 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本方針は、全部署に配布し、職員全員に周知する。また、本方針をホームページまたは病院パンフレットに掲載し、公開する。

7. 院内感染対策推進に必要な基本方針

- 1) 院内感染対策を推進するために、当院における院内感染対策マニュアルを整備し、必要に応じて改訂を行う。
- 2) 全職員は、院内感染対策マニュアルに基づいて感染対策を実践することに努める。
- 3) 職員は、自ら感染源とならないように、健康診断を行う等、日常の感染管理に留意する。
- 4) 院内外の感染情報を全職員が共有し、異常を速やかに察知し、可及的速やかに対応することにつとめる。
- 5) 患者及び家族、来訪者の協力が必要不可欠であり、院内感染予防対策の啓発活動を積極的に行う。
- 6) 地域の病院と連携し、院内感染対策の質の向上に努める。

附則

本指針は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

本指針は一部改訂のうえ、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。